

2025年度 公立大学法人青森公立大学
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等の受注機会の増大を図り、就労する障害者の自立の促進に資することを目的とし、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の方針を定める。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
- （2）障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- （3）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
- （4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

3 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- （1）物品 事務用品・書籍その他の物品
- （2）役務 印刷・クリーニングその他のサービス・役務

4 調達の推進方法

- （1）物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合は、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。
- （2）障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、障害者就労施設等及びその供給可能な物品等に係る情報の収集を行う。

5 調達目標

障害者就労施設等からの調達の実績を可能な範囲で増やすよう努める。

6 調達実績の公表

会計年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績を取りまとめ、以下の項目をホームページへ掲載し公表する。

種 別	調 達 品 目	件 数	金 額
物 品		件	千円
役 務		件	千円
計		件	千円